

第30回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和3年7月26日（月）
2. 招集日時 午後1時30分
3. 招集場所 農村環境改善センター1階大会議室
4. 出席委員 農業委員：
会長（10番） 山田 一夫
会長職務代理者（9番） 笹山結実男
1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司、
4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄、
7番 苅谷 雅行、 8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：
1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広、
5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子、
8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕、 10番 間賀 敬一
5. 欠席委員 農業委員：
なし
農地利用最適化推進委員：
4番 太田 正
6. 事務局職員 事務局長 江刺家 雅弘、 局長補佐 竹澤 泰司、
主任主査 鶴飼 義信、 主事 玉舘 透、 主事 小林 誠、
会計年度任用職員 新井田 舞

議 長（山田会長）

ただいまより、第30回軽米町農業委員会総会を開会いたします。
（ 午後1時30分 開会 ）

議 長 本日の出席農業委員は、10名で、在任委員の過半数に達しておりますので
会議は成立いたしました。

また、農地利用最適化推進委員は、9名の出席となっております。

なお、太田委員より欠席の報告がございました。

議 長 それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、8番、西館徳松委員、9番、笹山結実男委員のお二方をお願いいたします。

議 長 日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議 長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書1ページになります。申請が3件、提出がございます。順番に読み上げさせていただきます。番号1、大字〇〇第〇地割内の畑が1筆になります。面積が1, 332㎡。譲渡人が〇〇〇〇。譲受人が〇〇〇〇。親子間での贈与になります。譲渡人は、現在〇〇在住となっております。現地確認につきましては、大久保委員と畑林委員をお願いしております。

続きまして番号2、大字〇〇第〇地割内の畑が1筆になります。面積が1, 183㎡となります。こちらは、遺言公正証書に基づく申請になります。遺言で譲受人を指定しているという案件になります。所有者になりますが、お亡くなりになってございます〇〇〇〇。その娘さんが遺言執行者になります。譲受人がその子どもさんになりまして、〇〇〇〇。〇〇〇〇さんからみて孫と祖父の関係になってございます。現地確認につきましては、古里委員と福田委員をお願いしております。

続きまして番号3、大字〇〇第〇地割内の田んぼ3筆になります。面積は合計で2, 445㎡。譲渡人は〇〇〇〇。譲受人は〇〇〇〇。こちらは、売買による所有権の移転になります。対価金は、合計で100万円となっております。現地確認につきましては、坂本委員と西館委員となっております。

以上、3件につきましてご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1については、大久保委員と畑林委員に、番号2については、古里委員と福田委員に、番号3については、坂本委員と西館委員に依頼しておりますのでそれぞれ報告をお願いいたします。

大久保委員 報告します。番号1、7月24日に畑林委員とともに現地確認に行っていました。場所は〇〇地区内、町道から10mのところであり周囲の状況は、東側は山林、西側南側は田畑、北側は宅地となっております。確認者の意見ですが、譲受人は会社員であり家庭菜園として利用しています。また周辺農地で耕作している人がいないため支障はなく許可相当と考えます。以上です。

古里委員 番号2について報告します。7月15日、福田委員と現地確認を行いました。場所は国道の〇〇バス停から〇〇方面へ向かって100mくらいの所に位置しております。道路下で急傾斜地であり南側は山林、西側東側は農地となっております。譲受人は、亡き〇〇〇〇さんの娘さんである〇〇〇〇さんの子どもさんでありますけれども、農業委員会に来られた際に農地の管理は行うことの話はされたそうです。周辺は、山林と農地で効率的に行われるものと思われまので許可相当と思います。以上です。

坂本委員 番号3について報告します。7月21日西舘委員と2名で現地調査を行いました。位置周囲の状況ですが、〇〇センターより北側へ400m地点にあり、東側は〇〇川、西側は主要地方道が走っています。周囲の状況ですが、東西南北が全て水田となっております。また周辺農地に支障はなく、効率的に利用できると思われまので許可相当と考えます。以上です。

議長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

番号2について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

番号3について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

議長 日程第4、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書の2ページになります。3ページには、位置図を付けてございますの

で、併せてご覧いただきたいと思います。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について、1件申請がございます。

番号1、大字〇〇第〇地割内の登記簿上が畑となっております。面積は、1,915㎡。集落でいくと、〇〇地区になります。貸付人は〇〇〇〇、借受人が〇〇〇〇となります。〇〇の事業者となっております。転用の目的ですが、太陽光発電事業工事に伴う現場事務所、駐車場等の用地として一時転用するというので、令和2年4月1日から令和3年8月31日までで許可を得ているものになります。今回変更申請が出された理由になりますが、当初の工事現場での事業は予定通り終了するというものでしたが、別の工事現場での施工が生じたということで、引き続き現在の場所で事務所用地として同様の内容で継続使用したいという内容となっております。変更後につきましては、期間が令和4年12月31日までということの変更となります。3年以内の一時転用の許可要件に該当するというので、許可相当ではないかということと考えてございます。こちらは、賃貸借契約での使用となりまして、賃貸借費用及び事務所備品設備等のレンタル料等を含めまして追加費用が1千万円あまり生じるということとなっておりますが、そちらにつきましては、金融機関の残高証明書の添付をもって資金の確認はしているところになります。

以上、1件につきまして申請がございますのでご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業変更計画申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、適用外証明交付申請の承認について、上程いたしません。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案第3号、適用外証明交付申請の承認について提出が3件ございます。4ページ、5ページ、6ページそれぞれ議案内容と位置図を付けてございますのでご覧いただきたいと思います。

番号1、大字〇〇第〇地割内の登記簿上は畑、現況は宅地ということで2筆の申請となっております。1つ目が227㎡、もう1つが219㎡合わせまして446㎡となります。所有者は、〇〇〇〇。非農地の事由のところですが、前所有者が昭和50年と平成8年頃に、畑としては大きな一筆だったけれどもその一部に物置を設置して使用してきた。平成5年に居宅を建てた際に通路と

して使用してきた。農地法に不知だったこともあり、必要な手続きを行わなかったもので、今回、該当部分の分筆を行い、本申請に至ったということになります。下の右側の図面をご覧くださいと思いますが、斜線の部分が該当部分になりまして、上が○番○、下が○番○になります。その挟まれた部分が宅地になりまして点線部分と斜線の部分が元々1筆の畑だったということとなります。今回斜線の部分をそれぞれ分筆して、今回、適用外証明の申請をされたということになります。現地確認につきましては、本田委員と内澤委員にお願いしてございます。

続きまして、5ページをご覧くださいと思います。番号2、大字○○第○地割内の畑、現況は宅地となります。面積は、395㎡。所有者につきましては○○○○。○○のご住所となります。非農地の事由ですが、当該地の隣地に、昭和56年頃、居宅を建築した。当時は父親名義であり、居宅の周囲の農地だった部分も車庫や庭として使用してきた。農地法に不知だったため手続きを怠っていた。当該部分の分筆登記を行い、本申請に至ったということになります。現地確認は、木村委員と山田委員にお願いしてございます。

続きまして6ページ、番号3になります。場所は、大字○○第○地割内の登記簿上は田んぼ、現況は雑種地となっております。面積が1,113㎡。所有者は○○○○。非農地の事由ですが、平成3年頃に土地交換により当該地を提供しており、以来、30年にわたり建材会社の資材置き場等に使用されてきた。当時、農地法に不知だったことから手続きを怠っていた。今回、該当部分の分筆登記を行って申請をされたということになります。こちらの右側の図面ですけれども、元は点線部分と斜線部分が1つの筆となっております。斜線部分が雑種地ということで今回分筆をされて○番○を申請されたということになります。現地確認につきましては、寺澤委員と荻谷委員にお願いしてございます。

以上、3件につきましてご審議よろしくお願いいいたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査については、番号1については本田委員と内澤委員に、番号2については木村委員と私に、番号3については寺澤委員と荻谷委員に、依頼しておりますのでそれぞれ報告をお願いいたします。

本田委員 番号1について報告します。7月16日に内澤委員と事務局と3人で現地確認を行いました。場所は○○の真向かいにあたります。理由ですが、○番○の畑だった一部に、昭和50年に当時の所有者が物置を設置し使用していたものと思われる。○番○については、分筆前の畑の一部を耕作道として利用していたもので、平成5年に建てた居宅の通路として一体的に利用されてきた。願出人は、平成4年に叔母より、平成15年に父親よりそれぞれ2分の1ずつの権利を相続し現在の所有者となっております。当時の所有者が農地法に不知だったこともあり、所要の手続きを行うことなく上記のとおり利用してきた。当該

地は、いずれも、今回の願出にあたり分筆したものである。農地以外になってから長い年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められるため。又、周辺農地への影響は無く、許可相当であると考える。

木村委員 番号2の報告をします。場所は〇〇地区になります。〇〇センターの道路を挟んで真向かいになります。7月15日に山田委員と私と事務局と3人で現地確認に行きまわりました。願出人の父親が所有者だった昭和56年頃に居宅を建築したそうです。その頃から当該地を車庫や庭地としても利用されてきた。願出人は、平成2年に当該地を含む周辺農地を相続したが、居宅と一体に利用されていたことから農地との認識はなく、最近になって、周辺を測量等する機会があり、その際に農地であることに気が付いたものであります。農地法に不知だったこともあり、地目変更の手続きを怠っていたため、今回当該部分の分筆登記を行ったということです。確認者の意見として、農地以外になってから長い年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められるため。又、周辺農地への影響は無く、許可相当であると考える。

寺澤委員 番号3の報告をします。7月17日に苅谷委員と現地確認をしまわりました。場所は、〇〇地区の〇〇事務所に隣接したところでございます。理由については、平成3年頃に、親類である〇〇〇〇と土地の交換により提供した。以来30年に渡って、〇〇が経営する〇〇〇〇が、手狭になっていた物置場及び駐車場用地として使用してきた。農地法に不知だったことから、地目変更の手続きを怠っていた。今回の提出にあたり水田部分との分筆登記を行ったということであり、確認者の意見として、川に近く低い所にあるため、これまで度々増水により冠水しており農地として不適な場所であると思われ、農地以外になってから長い年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められるため。又、周辺農地への影響は無く、許可相当であると考える。

議長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

番号2について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

番号3について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、議案第3号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

議長 日程第6、議案第4号、農業振興地域整備計画及び農用地利用計画の変更に対する意見について、上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書の7ページになります。農業振興地域整備計画及び農用地利用計画の変更ということで、軽米町長より事前協議ということで意見の照会があったものになります。今現在、令和3年度中の業振興地域整備計画の見直しを進めているものになります。その中で農地利用計画の変更、農用地からの除外等の申出があったものについて現地確認等を行い意見として町長あてに回答を出すという手順となります。今回農業委員会については、農地転用が最終的な目的のための農用地計画の変更となりますので、それに伴うものが5件あるということになってございます。7ページにある5件につきまして最終的には、農用地からの除外が終わった後に農地転用が行われるといった流れになるかと思えます。7ページを読み上げさせていただきます。

番号1、所在地は大字〇〇第〇地割内の田んぼ。面積は2, 199㎡になります。申請人は〇〇〇〇。用途につきましては山林への農地転用計画ということでカラ松を植林する内容となってございます。農用地区域からの除外を行う申請となってございます。

続きまして番号2、大字〇〇第〇地割内の畑。面積は4, 103㎡になります。申請人は〇〇〇〇。こちらも植林による山林への地目変更を行うという計画になってございます。こちらも農用地区域からの除外を行う申請となってございます。

続きまして番号3、大字〇〇第〇地割内の畑。面積は1, 362㎡となります。申請人は〇〇〇〇。こちらも植林による山林への地目変更を行うという計画になってございます。こちらも農用地区域からの除外を行う申請となってございます。

続きまして番号4、大字〇〇第〇地割内の畑2筆で、面積が2, 108㎡になります。申請人は〇〇〇〇。こちらは住宅、事務所、駐車場、倉庫等の宅地への転用となってございます。こちらも農用地区域からの除外を行う申請となってございます。

続きまして番号5、大字〇〇第〇地割内の畑23, 894㎡。同じく第19地割内の山林の一部になりますが9, 900㎡。合せて33, 794㎡になります。申請人は〇〇〇〇。こちらは鶏舎等の建築用地として使用するというので農業用施設用地として使用するという計画になってございます。今現在山林は、農用地区域外になっていますが、こちらは農用地へ編入するという農振計画上の変更となります。

以上、5件につきましてご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地確認についてですが、番号1については、増尾委員と細谷地委員に、番号2については、太田委員と下谷地委員に、番号3については、工藤委員と笹山委員に、番号4については、木村委員と私が、番号5については、間賀委員と安田委員に、依頼しておりますのでそれぞれご報告願います。

増尾委員 番号1について説明いたします。現地確認は7月16日に細谷地委員と私と事務局と3名で行ってまいりました。場所は〇〇公民館から林道を北東に350m程度進んだところにあります。周囲の状況は林道を挟んで北側、西側、南側三方が山林となっております。東側は他人所有の水田が隣接しております。確認者の意見ですけれど、隣接する水田の方からは承諾を得ているとのこと。また、カラマツの植樹にあたっては日照不足が生じないように水田との境界から4mの距離を確保して植樹するとの事です。以上のことから周囲の状況を見ても転用による特段の問題はないものと思われ。よって、この申請は許可相当であると考えます。

下谷地委員 番号2について説明いたします。7月20日、太田委員と私と事務局と3人で現地確認に行きまいりました。位置周囲の状況ですが、〇〇集落より二戸方面へ500mぐらいの所で左側に〇〇のお宮があります。その南に約500mの場所で、周囲は東と南側は山林。西側は一応畑となっているが、耕作放棄地状態で北側は作業道となっています。この土地は、15年くらい前に大雨により道路が流され車両の通行が出来なくなったことで耕作が出来なくなり荒れてしまったそうです。昨年度に適用外の申請をされ、現地確認に行ったらすでに伐採されており、適用外にはならないということで今回農振の変更に変えてもらったということです。今までの道路は、材木出しのために直してもらっていましたが植林しても周りは問題ないと見ました。近くに〇〇委員の畑もあり、鹿の食害がひどく何を栽培しても食べられて、もう耕作はできないかもというお話で、許可相当とみてまいりました。

工藤委員 番号3について報告いたします。7月20日、笹山委員と私と事務局と3名で現地確認に行きまいりました。位置周囲の状況ですが、〇〇地区内で農道から南側に400mの所にあり、周囲の状況は、東側は山林、西側南側は畑、北側は休耕地となっています。確認者の意見として、植林は隣接地から4m距離を置いて植栽するため、周辺への影響は無いと思われ。労力不足により農作業を継続できないこと、土壌が悪いため農作物の成長が期待できないことから、農地として管理していけないということです。苗木購入費と維持管理費用は用意しているということで意欲が感じられました。よって、この申請は許可相当であると考えます。

木村委員 番号4の報告をします。7月15日に山田委員と事務局と3名で現地確認に行っていました。位置周囲の状況ですが、〇〇地区内で、国道〇〇バス停より南に10mぐらいのところにあります。周囲の状況は、北側は宅地、東側は畑、南側は田、西側は農道を挟み田んぼと宅地となっています。確認者の意見として、居宅事務所等の計画で周辺農地への日照不足、また、土砂の流出等の影響は無いものと考えます。よって、この申請は許可相当であると考えます。

間賀委員 番号5の報告をします。7月17日、私と安田委員と3名で現地確認をしました。位置周囲の状況ですが、〇〇地区内で〇〇集落になります。国道を〇〇方面に進行し、〇〇林道交差点を右折し約100m先を更に町道へ右折し約100m地点に位置しております。周囲の状況は、北側西側は山林、南側は畑、東側は自宅と町道を挟み原野となっております。確認者の意見ですが、周囲の状況から転用する土地は、位置的、又申請人の信用等からは、問題はないと思います。申請の畑は、今現在牛の生産者が今年度までデントコーンを作付しております。転用行為の妨げとなるものもなく、事業内容からも面積は必要最小限と見込まれます。周辺農地への被害については、周囲の畑全てが牧草地で転用農地の傾斜角も少なく土砂の流出や日照不足について問題ないと思えます。よって、この申請は許可相当であると考えます。

議長 説明と報告が終わりました。ご意見を伺いたいと思います。
番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

番号2について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

番号3について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

番号4について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

番号5について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第4号、農業振興地域整備計画及び農用地利用計画の変更については、異議のない旨を町長へ報告いたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後2時52分)